

国四整河計第71号
国四整徳地第25号
平成19年 1月19日

特定非営利活動法人 コモンズ
代表理事 喜多順三 殿

四国地方整備局
河川計画課 長

徳島河川国道事務所長



「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営について（回答）

平素は、国土交通省関係事業の推進に関しご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、平成19年1月11日付コモンズ第0701号でいただきましたご意見について、下記の通り回答いたします。

記

1) 「進め方の枠組み」に関する国交省の説明責任について

②吉野川の河川整備計画から、抜本的な第十堰のありかたを除く理由の回答について

平成18年5月23日「吉野川水系河川整備計画の策定に向けて」の記者発表で表明しましたように、平成16年4月に発表した『「よりよい吉野川づくり」に向けて』における基本的考え方に基づき、吉野川水系河川整備基本方針を策定し、吉野川河川整備計画を「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）と「抜本的な第十堰の対策のあり方」の2つに分けて検討し、各々の検討の内容・進捗状況を勘案して、河川整備計画を策定します。

これは、第十堰については、過去に可動堰化に賛成・反対で対立が生じ、その他の河川整備の計画づくりがとまってしまった経緯があります。ですから、吉野川水系河川整備計画の策定の進め方は、徳島県知事の要望「吉野川の整備の在り方（第十堰を含む）についての要望」（平成16年3月29日）を受けとめ、第十堰とそれ以外の部分を切り分けて進めることとしました。

なお、「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）を踏まえつつ、吉野川水系としての河川整備計画の策定に向けて検討を行うことを考えています。

③「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）について、他の方式によらず「学識経験者からの意見聴取」「流域住民の方々からの意見聴取」「関係市町村長からの意見聴取」の個別開催方式を採用した理由の回答について

吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。今回提示した方法は、それぞれ立場の異なる方から丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができ、その意見を適切に反映できると考え採用しました。

まずは、たたき台としての素案をお示して、みなさまから幅広く丁寧に公平にご意見をお聞きしました。お聞きしたご意見については、そのまま公表するとともに、問題点の明確化や論点の整理のためのとりまとめ結果を公表し、意見の共有を図っています。頂いた意見をもとに素案を練り直し、それに対して再度意見を頂く、そのような修正を繰り返すことで、流域の皆様のご意見を十分に反映していけると考えています。

第1回目の「意見を聴く会」やパブリックコメント等を通じ、多数かつ多様なご意見をいただいたところです。地域や立場により異なる多様なご意見を伺うことができ、丁寧に幅広く公平に意見を聴くという考えに沿った形で、整備計画策定作業が進められているものと考えています。

吉野川は流域が四国4県にわたり流域面積が広く、各地域で抱える課題や関心事項が、「ダムに関すること」、「無堤地区の解消」、「環境の保全」等と、違いがあり、適切な対応を図るためには「吉野川流域住民の意見を聴く会」「吉野川市町村長の意見を聴く会」を各地域毎に実施することが妥当と考えております。

また、「吉野川流域住民の意見を聴く会」については、各地区毎に会場を設けることで、より多くの方に参加して頂き、地域が抱える多様な意見を聴けるものと考えています。

いただいた全てのご意見、ご意見に対する河川管理者の考え方、素案への意見の反映状況を文書として整理し公表することで、流域住民のみなさまと情報の共有が図れているものと思っております。

2)「住民の意見を聴く会」のプロセスの明示の回答について

吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。今回提示した方法は、それぞれ立場の異なる方から丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができ、その意見を適切に反映できると考え採用しました。

まずは、たたき台としての素案をお示して、みなさまから幅広く丁寧に公平にご意見をお聞きしました。お聞きしたご意見については、そのまま公表するとともに、問題点の明確化や論点の整理のためのとりまとめ結果を公表しました。

それぞれの会は公開のもと実施すること、また、お聴きしたご意見及び四国地方整備局の考え方については取りまとめて公表することなどから、それぞれの会のご意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できると考えています。

頂いた意見をもとに素案を練り直し、それに対して再度意見を頂く、そのような修正を繰り返すことで、流域の皆様の意見を十分に反映していけると考えています。

また、開催プロセスについては、12月18日の記者発表時に公表を行っています。また、次に開催される「住民の意見を聴く会」でも説明することとしています。

4) 今後の「住民の意見を聴く会」開催時の留意事項

②「住民の意見を聴く会」において、参加者と国土交通省の意見交換ができる「住民の意見を聴く会」の場の設定の回答について

次の「住民の意見を聴く会」からは、流域のみなさま方から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方をお示しし、みなさまと吉野川水系河川整備計画【素案】について質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きしていきます。

また、会の進め方等、素案以外についてのご意見は、四国地方整備局や徳島河川国道事務所にて、お伺いしたいと考えております。

なお、会の進め方等、ご理解を得るよう引き続き努めていきたいと思っております。

④会場毎に異なることが予測される「住民の意見を聴く会」の進捗状況への対応の回答について

「住民の意見を聴く会」の会場毎の進捗状況については、流域全体としての進捗を考慮しつつ、会場毎の的確な対応に努めます。

以上